

施策評価調書（主要施策別）

様式 1

| | | | |
|--------------|--|-------|---------|
| 基本目標 | 地震等の非常時に強い水道 | 整理番号 | 3 - (6) |
| 主要施策 | 緊急時における水融通体制の確保 | 施策主務課 | 計画課 |
| 施策の趣旨 | 地震等により浄・給水場の機能が停止した場合に、断水等の影響を受ける地域を最小限にすることができるよう、他の施設とのバックアップ体制を整備するとともに、水道用水供給事業者との水の相互融通についても検討・協議を進め、水融通体制の確保を図ります。 | | |

I 施策を達成するための主な取組と達成状況

| | | | | |
|---|--|--------------------|--|-----|
| 取 組 ① | 浄・給水場間バックアップ体制の整備 | | 担当課 | 計画課 |
| | (取組の概要) | | | |
| | <p>基幹施設である浄・給水場の機能が停止すると、広い範囲で水道水の供給が途絶えるおそれがあります。こうした事態を想定し、県営水道では各浄・給水場間のバックアップ（水の融通）体制を確保するなどして、常時、安定した給水ができるよう努めています。北総浄水場（浄水能力：日量 12 万 6 千 m³）については、この体制が未整備であるため、大きな貯水容量（10 万 4 千 m³）を持つ北船橋給水場から同浄水場への逆送水を可能にし、北総方面へのバックアップ体制を整備します。</p> | | | |
| | (当年度取組計画の概要) | | | |
| | <p>逆送水時に懸念される赤濁水の発生を抑制するため、千葉ニュータウン地区に整備する管内洗浄用排水施設の設計を行い、工事に着手します。</p> <p>当初予算額 50,000 千円、決算（見込）額 28,612 千円 (1-(1)-④管路の更新・整備の内数)</p> | | | |
| | 達成指標 | バックアップ管路施設の検討・整備状況 | 内部評価 | |
| | 達成目標 | 排水施設の工事着手 | a : 達成している b : 概ね達成している c : 未達成だが進展している d : 進展していない | |
| 達成実績 | 排水施設の工事着手 | 前年度評価 | b | |
| (評価結果の説明・分析) | | | | |
| <p>平成 23 年度に北船橋浄水場から北総浄水場への逆送水について検討した結果、現状のポンプ能力で逆送水可能という結論になりました。しかし、逆送水時には千葉ニュータウン地区や北総浄水場への赤濁水の流入が懸念されます。</p> <p>平成 24 年度は、赤濁水の流入を抑制するために行う管内洗浄に必要な排水施設を北総浄水場側送水管に設置する実施設計を完了し、工事に着手することができました。</p> <p>排水施設が完成し、洗浄計画を策定した後に、管内洗浄を適切に実施することで、北船橋給水場から北総浄水場への逆送時に赤濁水の発生が抑制され、北総方面へのバックアップ体制が整備されることとなります。</p> | | | | |

| | | | |
|---|--------------|------------------------|--|
| 水道用水供給事業者との水融通体制の確保 | | 担当課 | 計画課 |
| <p>(取組の概要)</p> <p>緊急時において、より広域的な対応が可能となるよう、水道用水供給事業者との水の融通体制を確保しておくことも重要です。</p> <p>県営水道は、北千葉広域水道企業団から毎日、約 60 万人分の水道水を購入し、これを加えてお客様への給水を賄っており、緊急時において水の相互融通を行うことは、双方の利益にかなうものであることから、同企業団との水の相互融通に係る方策の検討と協議を進め、水融通体制の確保を図ります。</p> | | | |
| <p>(当年度取組計画の概要)</p> <p>平成 23 年度に締結した北千葉広域水道企業団との相互応援協定を円滑に運用するために沼南給水場調整池設置に関する工事協定を締結するほか、関連協定の締結に向けた協議を進めます。</p> <p>当初予算額 0 千円 、 決算（見込）額 0 千円</p> | | | |
| 取組 ② | 達成指標 | 北千葉広域水道企業団との水融通体制の確立状況 | 内部評価 |
| | 達成目標 | 沼南給水場調整池設置に関する工事協定の締結 | a : 達成している b : 概ね達成している c : 未達成だが進展している d : 進展していない |
| | 達成実績 | 沼南給水場調整池設置に関する工事協定の締結 | 前年度評価 a |
| | (評価結果の説明・分析) | | |
| <p>平成 23 年度の申合せにより、実施主体を土木工事については北千葉広域水道企業団、電気・計装工事については当局としています。</p> <p>平成 25 年 3 月 26 日付で締結した「沼南給水場調整池設置事業※に関する工事協定」及び「沼南給水場調整池設置事業に関する平成 25 年度工事協定」により、増設される調整池について関係機場で監視できるよう電気設備等の改良工事を当局が行うこととするなど、相互の水融通体制の確保に向けて進展が見られています。</p> <p>※ 北千葉広域水道企業団との共有施設である沼南給水場では、企業団の北千葉浄水場から供給された水道水を配水池に貯めて、県水道局の給水区域（鎌ヶ谷市等）に配水するほか、企業団の構成団体である習志野市・八千代市に送水しています。沼南給水場に新たに調整池を設置し貯留量を増やすことで、北千葉浄水場から沼南給水場への送水が一時停止した場合でも、これまでよりも給水を長時間継続できるようになります。</p> | | | |

II 施策の成果

| | | | |
|---|--|--|---|
| 成果指標 | 浄・給水場の機能停止等における安定給水人口率 (北総浄水場機能停止時) | 内部評価 | |
| 成果目標 | 安定給水人口率 100%を達成するための工事に着手 | a : 成果が出ている b : 概ね成果が出ている c : 成果が小さい d : 成果が出ていない | |
| 成果実績 | 安定給水人口率 100%を達成するための工事に着手 | 前年度評価 | b |
| <p>(評価結果の説明・分析)</p> <p>浄・給水場間バックアップ体制については、北船橋給水場から北総浄水場へ逆送水時に懸念される赤濁水の発生を抑制するために必要な、管内洗浄用排水施設の設置に伴う実施設計が完了し、工事に着手しました。</p> <p>また、北千葉企業団と協議した結果、「沼南給水場調整池設置事業に関する工事協定」等を締結し、水融通体制の整備を進めました。</p> | | | |

III 達成状況及び成果を踏まえた今後の進め方（施策の方向性）

| | | |
|--|-------------------------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 各取組の進め方 取組①浄・給水場間バックアップ体制の整備 (継続：平成 25 年度は、管内洗浄用排水施設の設置工事を完了させ、逆送水の管内洗浄計画を検討します。) 取組②水道用水供給事業者との水融通体制の確保 (継続：引続き、北千葉広域水道企業団と平成 23 年度に締結した「緊急時における相互応援協定」を円滑に運用するため、細目協定の締結に向けた協議を進めます。) 施策の方向性 浄・給水場間バックアップ体制の整備、水融通体制を確保するために、引き続き各取組を進めていきます。 | 内部評価 | |
| | a : 継続 b : 一部見直して継続 c : 休止・廃止 | |
| | 前年度評価 | a |

| | |
|------------------------------|--------------------------|
| 内部評価機関 (政策調整会議)に おける評価 | (総合的な意見等) 自己評価を妥当と認める |
| | (特記事項) なし |